平成２７年（フ）第２６５号
沖縄県中頭郡北谷町字吉原1011番地３
破産者　マルト商事株式会社
１　決定年月日　平成28年２月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１３号
山形市立谷川３丁目987番地２
破産者　有限会社東亜通商
１　決定年月日　平成28年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５３号
山形市大字黒沢409番地
破産者　有限会社モンスター
１　決定年月日　平成28年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１６号
栃木県大田原市中央２丁目15番５号
破産者　青柳　里子
１　決定年月日　平成28年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２５年（フ）第２２８４号
愛知県清須市西枇杷島町古城１丁目３番地の10
破産者　有限会社トーアサーベイ
１　決定年月日　平成28年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１８５９号
愛知県あま市本郷取替107番地
破産者　株式会社ＡＡＡ　Ｇｒｏｕｐ
１　決定年月日　平成28年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４７３号
名古屋市南区豊２丁目14番６号
破産者　有限会社ケイツー
１　決定年月日　平成28年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６２７号
名古屋市中川区長須賀２丁目1718番地
破産者　有限会社クラフト
１　決定年月日　平成28年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３２４７号
大阪市中央区平野町３丁目１番２号
破産者　株式会社ＩＦＣ
１　決定年月日　平成28年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６６９号
大阪府寝屋川市松屋町13番５号
破産者　大阪メーター製造株式会社
１　決定年月日　平成28年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５６１６号
大阪市大正区北村１丁目２番６号
破産者　株式会社島建設
１　決定年月日　平成28年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１５４号
大阪市中央区安堂寺町２丁目２番27号
破産者　株式会社アクトハウジング
１　決定年月日　平成28年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４２５号
大阪市住吉区遠里小野５丁目５番15号
破産者　株式会社ミックデザイン
１　決定年月日　平成28年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４２６号
大阪市中央区島之内２―10―22　ハイツパルシェ南館217、商業登記簿上の本店所在地堺市東区白鷺町１丁17番１号
破産者　有限会社スマイルペイント
１　決定年月日　平成28年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８５２号
大阪府大阪狭山市茱萸木８―1552―12
破産者　有限会社ワークス
１　決定年月日　平成28年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８８４号
堺市美原区黒山731―１
破産者　株式会社井下田重量
１　決定年月日　平成28年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６９０号
神戸市灘区灘北通２丁目３番７号
破産者　有限会社テクノアート
１　決定年月日　平成28年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６号
奈良県吉野郡下北山村大字上池原494番地１
破産者　奥吉野開発工事株式会社
１　決定年月日　平成28年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２７年（フ）第１０７号
愛媛県松山市道後町２丁目12番１号
破産者　株式会社建房
１　決定年月日　平成28年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５１号
鹿児島県鹿児島市薬師１丁目２番４号
破産者　サンケイ建設株式会社
１　決定年月日　平成28年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第３４号
福島県伊達郡川俣町鶴沢字学校前７番地の１
破産者　株式会社ヤマキュー
１　決定年月日　平成28年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第２０１号
神奈川県横須賀市長井３丁目22番15―603号
破産者　カナザワスポーツ株式会社
１　決定年月日　平成28年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部